



①



③



②



④

①②提供：梅田地区エリアマネジメント実践連絡会  
③④提供：グランフロント大阪TMO

# まちづくりの先端を行く 「グランフロント大阪」

まちびらきから2年が経過した「グランフロント大阪」。にぎわい創出、国際化対応、安定的な財源確保に資する全国的にも先進的な取り組みが展開されており、関西の都市の魅力向上、国際競争力強化につながることを期待されている。「グランフロント大阪」では、まちびらき以降、先を見据えた取り組みを間断なく実施しているが、特に、この1年間で実施された取り組みを紹介する。

## 関西の都心部におけるまちづくりの課題

2013年4月、関西の玄関口である大阪・梅田にまちびらきした「グランフロント大阪」は、今春で開業から丸2年を迎え、延べ来場者数は1億人を突破した。昨今の円安の影響により訪日外国人が増加するなか、「グランフロント大阪」においても外国語表示を改善したこともあり、外国人の来場者も増加し続けている。今号では、開業から2年が経過した現在、新たに国や自治体と連携して取り組みを進めている全国的にも先進的な事例を紹介する。

梅田を含めた関西各地の都心部では、まちづ

くり団体などにより、にぎわい創出のためのイベント開催、情報発信、清掃、防犯・防災など、さまざまなエリアマネジメント活動が行われている。しかし、公共空間の利活用にあたっての規制、急増する外国人の観光客やビジネスマンへの対応、まちづくりのための安定的な財源確保など、さまざまな課題を有している。さらには、グローバル化の進展から、国際競争力の向上をめざしたまちづくりが求められている。関経連ではかねてから、京阪神のまちづくり団体や行政などをメンバーとする検討会などで、都心部のまちづくりにあたっての課題や先進事例を共有し、必要な制度を提言してきた。

## 国家戦略特区の活用

安倍政権の成長戦略の一環として、2014年にスタートした国家戦略特区は、全国で6区域が選ばれ、そのうちの一つに関西圏(大阪府、兵庫県および京都府)が指定された。2014年6月には、全国で最も早く、区域ごとの計画を議論する「関西圏国家戦略特別区域会議」の第1回目の会合が「グランフロント大阪」で開催され、国家戦略特別区域担当の新藤義孝内閣府特命担当大臣(当時)や民間から選ばれたメンバーである角和夫阪急電鉄会長(関経連副会長)らが出席した。その後、3回にわたり区域計画が認定され、「グランフロント大阪」に関係するものとして「雇用労働相談センター」の開設、「国家戦略道路占用事業」が実現している。

「雇用労働相談センター」は、新規開業直後の企業や海外からの進出企業などが、採用や解雇といった日本の雇用ルールを的確に理解し、円滑に事業展開できるように支援するため開設された。このセンターでは、平日は、経験豊富な社会保険労務士や弁護士が常駐し、無料で相談に応じている。2015年1月の開設以降、5カ月間で110件を上回る相談が寄せられた。このセンターを効果的に運営することを目的として設置された「雇用労働相談センター運営協議会」には、関経連もメンバーとして参画している。

「国家戦略道路占用事業」については、3月19日に内閣総理大臣の認定を受け、「エリアマネジメントに係る道路法の特例」として、通常では道路法の規定により民間では実施することのできない車道でのイベントを行えることが決まった。国家戦略特別区域法に基づく道路占用事業としては、福岡市に続いて2件目の認定となった。そして、3月22日、グランフロント大阪北館の西側道路を通行止めにし、「医の知のみち STREET FES.」と題した、心のバリアフリーをテーマに、車道や歩道などを一体的なステージに見立てたイベントが開催された。大阪市道である車道上では、踊りのパフォーマンス、セグウェイ(立ち乗り電動二輪車)や電動車いすなど



道路上でのパフォーマンスやヨガプログラム  
(提供：グランフロント大阪TMO)

の最新の福祉機器の体験試乗、約100名が参加するヨガプログラム、正しい歩き方教室などのイベントが展開された。また同日、グランフロント大阪ナレッジプラザにおいて、関経連も実行委員会の一員である「医と健康フォーラム2015関西 健康市民フェスタ」が開催され、まち全体で健康・医療について理解を深める1日となった。

「グランフロント大阪」では開業以来、都市再生特別措置法に基づく道路占用許可の特例制度を活用し、歩道上でのオープンカフェや広告板の設置などの道路空間を活用したにぎわいの創出や景観の形成を推進してきた。今回はじめて、国家戦略特区を活用した事業を展開したことで、地域全体のさらなるにぎわいの創出に寄与するとともに、公共空間を利活用したまちづくりを推進するための新たな一歩となった。

## 大阪版BID制度もスタート

まちのにぎわいを創出するための規制緩和などの取り組みが進むなか、もう一つの課題である「財源確保」の解決手段として注目されている「大阪版BID」制度が、「グランフロント大阪」を含むうめきた先行開発地区でスタートした。この制度は、米国や英国で活用されているBID



(Business Improvement District= 都心環境改善地区)制度\*1を参考に、2012年に関経連が関西圏流にアレンジして提言した「K-BID」も一つのきっかけとなり、大阪市において学識者等の検討を経て、2014年4月に「大阪市エリアマネジメント活動促進条例」として施行されたものである。今回施行された条例は、大阪市が対象地区の地権者からまちづくりのための分担金を徴収し、大阪市よりその分担金の交付を受けた団体が、分担金を原資に歩道や公園等の管理を行うものである。

2015年4月には、「グランフロント大阪」の地権者12社で構成され、地区全体のマネジメントを行う「(一社)グランフロント大阪TMO(以下、TMO)」が認定第一号団体に決まり、運用が開始された。さらに、うめきた先行開発地区の地権者から徴収する分担金を定める条例が施行され、今年度、大阪市が徴収する分担金の額は約2,800万円と定められた。今後、市が徴収した分担金をTMOが受け取り、歩道の清掃や放置自転車対策などの管理費用に充てることとなる。



TMOによる清掃活動や放置自転車対策活動  
(提供：グランフロント大阪TMO)

今回の大阪版BID制度の適用を受けるまちづくり団体には、主に以下の3点の意義がある。

- 行政が徴収する財源のもとで活動できる
- 都市利便増進協定\*2に基づいてより大きな裁量のもとで公共空間を活用した事業展開が可能となり、事業収益の確保が期待される
- 分担金を財源として、単なる公物管理にとどまらず、公共性のある事業を含めた幅広いエリアマネジメントに発展する可能性がある

TMOのほかにも、大阪市内の複数のまちづくり団体が、本制度の適用をめざして準備を進めている。これまで日本で実現できていなかったBIDは、大阪市独自の条例を皮切りに実績を

積み上げ、全国的に展開されていくことが期待される。

## 国の補助事業の活用

まちづくりには、公共空間の管理・利活用だけにとどまらず、近年急増する外国人の観光客やビジネスマンをもてなす玄関口としての機能強化、また海外企業を呼び込むための整備促進も求められている。

「梅田地区エリアマネジメント実践連絡会(以下、実践連絡会)」は、TMOのほか、西日本旅客鉄道、阪急電鉄、阪神電気鉄道の4社で構成され、梅田地区全体の競争力・集客力・地域力を高め、持続的な発展をめざすまちづくり組織である。実践連絡会は、外国企業や外国人ビジネスマンを呼び込み、国際競争力を高めることを目的とした国の補助事業「国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業」の受け皿であり、外国企業向けのビジネス環境の整備などに取り組んでいる。この補助事業は、国が重点的かつ緊急的に都市再生を進めるために指定した、大阪駅周辺地域など全国11地域の「特定都市再生緊急整備地域」を対象としたものである。初年度となった2014年度には、全国で最も多い約1億円の補助を受け、2016年度までの3年間にわたり事業を展開していく予定である。具体的には、駅などでの多言語案内サインの整備、大阪駅周辺マップの多言語化、梅田のパンフレット・都市模型の整備および国内外の展示会への出展などの事業に取り組んでいく。また、この事業の一環として、外国人ビジネスマンの移動の円滑化を目的としたサイン計画(マニュアル)の策定が進められている。2014年度は、外国人留学生などにまちを歩いてもらい、既存のサインと試験的に設置したサインとを比較するアンケート調査などを実施した。

さらに、投資を促進するためのプロモーションツールの整備としては、大阪駅周辺地域のオフィス・ホテル・コンベンション施設などのビジネス環境をまとめたパンフレットおよびホームページ「Grow with UMEDA」を作成し、ビジネスを展

開する場所としての梅田の魅力を紹介している。また、国内外でのより具体的なシティプロモーションを実施していくために、大阪駅周辺地域の精緻な都市模型(縮尺:1,000分の1)も制作した。2015年5月には、東京で開催された国際的な不動産見本市「MIPIM JAPAN」に出展し、大阪市とともにプロモーション活動に取り組んだ。



梅田のビジネス環境を紹介するパンフレット「Grow with UMEDA」



外国人留学生によるサイン調査  
(提供:梅田地区エリアマネジメント実践連絡会)

「国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業」の適用を受けたことにより、大阪駅周辺では、案内表示などの改善や、国内外への都市プロモーション活動を加速させるきっかけとなった。大阪駅周辺地域の国際化対応の進展により、関西全体の対応が進むことが期待される。

## 今後の活動

「グランフロント大阪」を軸とした取り組みの数々は、全国に先駆けて行っているものや、実験段階のものもあるため、さまざまな課題や改善点があることも事実である。例えば、大阪版BID制度は、欧米型のBIDとは異なり、分担金として徴収した資金を財源とする事業は公的な施設

の維持・管理に限定され、エリアのプロモーション活動やイベントなどの収益事業に活用することができない。また、認定される団体は公益法人ではなく、一般社団法人が主となることが想定され、事業収益や寄付金は税制優遇の対象にならない。そのため、企業等からのまちづくり団体への寄付についても欧米型のように大きな税制優遇がないのが現状である。また、民間が公共の役割を果たしていくため、一定の法的な位置づけが必要であり、その根拠となる法整備が望まれる。

関経連では、2013年8月の国家戦略特区に関する提案である「双発エンジンによる日本経済再生の提案」、2015年3月の意見書「国土の新たな発展に向けて」などにおいて、日本版BID法の制定を提案している。今後も、行政、まちづくり団体と連携をはかり、継続して働きかけを行っていく。

また、関経連都市創造・文化観光委員会では、メガリージョンを形成していくために、リージョン・コア(都心部)の強化に着目し、エリアマネジメントの仕組みの創出(K-BID)などに注力するとともに、「グランフロント大阪」をはじめとする都心部での先進的、実験的な取り組みを支援してきた。今後も、こういった都心部での取り組みを関西全体に波及させていく必要があるため、京阪神の都市間で連携した施策によるシナジー効果を発揮しながら、まちのさらなる活性化のための支援を行っていく。

(産業部 松本年弘)

### \*1 BID制度

欧米を中心に導入されている都心のまちづくり制度。地権者などで行く地域管理団体が、対象地区の不動産所有者から徴収する分担金(BID税)を主財源として、公共空間の管理・活用やプロモーションを持続的に行うもの

### \*2 都市利便増進協定

地域のまちづくりのルールを地域住民が自主的に定めるための協定制度